

36 中山間地域等直接支払交付金

【26,579(23,446)百万円】

対策のポイント

中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、新たに第3期対策として実施します。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域は、総農地面積、総農家数の約4割を占めるなど我が国の農業・農村の中で重要な地域であるとともに、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能を果たしています。
- ・ しかしながら、**中山間地域は高齢化の進行が著しく**、このままでは多くの高齢農家において農業生産活動が困難となり、**耕作放棄地が増加することが懸念**されます。

政策目標

高齢化に配慮した制度の見直し等により保全される協定農用地面積の維持・拡大を目指す（H20年度実績66.4万ha）

<内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金（新規）

高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を要件とするなど、より取り組みやすい制度に見直し、引き続き農業者等へ交付金を交付します。

（田（急）：21,000円/10a、畑（急）11,500円/10a 等）

中山間地域等直接支払交付金 26,100(23,100)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

2. 中山間地域等直接支払推進交付金（新規）

高齢化の進行を踏まえ、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村の**地域農業者等への支援体制を強化**します。

中山間地域等直接支払推進交付金 479(346)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

お問い合わせ先：

農村振興局中山間地域振興課 （03-3501-8359（直））

中山間地域等直接支払制度の見直しの概要

【26,579(23,446)百万円】

見直しのポイント

新対策の概要

◎山あい・点状に点在する飛び地や小団地等の協定取り込みを推進します。

◎高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を推進します。

◎小規模・高齢化集落の農用地の保全に向けた取組を推進します。

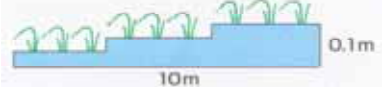
◎〔対象農用地及び交付単価〕

〔急傾斜地〕(田)



21,000円/10a

〔緩傾斜地〕(田)



8,000円/10a

(畑)



11,500円/10a

(畑)



3,500円/10a

【1ha以上の一団の農用地要件】
(新対策)

■集落協定に基づき農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の団地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができます。

◎〔対象行為〕

作業1 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動

作業2 ①担い手の育成など、より前向きな取組
(ステップアップ型)

②共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」
(集団的サポート型) [新設]

※作業1のみの場合は8割単価

◎〔加算措置〕

従来の加算措置に加え、
「小規模・高齢化集落支援加算」を新設
単価：田4,500円/10a、畑1,800円/10a

<集落協定に基づく共同取組活動の例>

(農用地の保全)



協定参加者全員による
法面の草刈り

(自然生態系の保全)



小学校と連携した
体験農園

(保健休養機能の活用)



田植えの体験活動による
都市との交流

中山間地域等直接支払交付金 26,100(23,100)百万円
中山間地域等直接支払推進交付金 479(346)百万円